

物価高騰給付金について

福祉総務課 臨時特別給付金係 (静岡庁舎15階)

2024. 4. 15

物価高騰への生活支援策として、①住民税均等割のみ課税世帯への給付金、②子育てをする住民税均等割のみ課税世帯及び非課税世帯に対し子ども加算給付金を支給します。

令和6年4月11日(木)から順次、対象世帯へ通知を発送しております。

対象・
支給額

① 住民税均等割のみ課税世帯への給付金 (1世帯あたり10万円)

令和5年12月1日に静岡市に住民登録があり、世帯全員が令和5年度分の住民税所得割が課せられていない世帯 (住民税非課税世帯を除く。)

(対象外)

- ・世帯の全員が住民税が課税されている他の扶養親族等の扶養を受けている世帯
- ・租税条約により住民税が免除されている方の世帯
- ・他の市区町村から、すでに10万円の給付金を受けている世帯
- ・住民税非課税世帯で令和5年度に7万円の給付金を受け取っている世帯



② 子育て世帯への給付金 (子ども加算) (児童1人あたり5万円)

令和5年12月1日に静岡市に住民登録があり、物価高騰給付金 (令和5年度の7万円及び①の10万円) の対象となる世帯のうち、令和5年12月1日において同一世帯に18歳

以下の児童 (平成17年4月2日生まれ以降の児童) が属する世帯

※令和5年12月1日時点で静岡市に住民登録がある世帯で、令和5年12月2日以降に生まれた新生児も給付金の対象となりますが、提出期限 (令和6年6月30日) までに別途申請の必要がありますのでコールセンターまで連絡を。



手続き

4月中旬に対象世帯へ確認書が入った封筒を送付します。(①②の両方に該当する世帯には2種類の封筒が届きます。) 確認書を記入して、同封の返信用封筒で返送してください。

①②の両方に該当する世帯の方は、2種類ともご記入いただき、返送してください。

①②の振込先口座は違う口座でも構いません。 **返送期限：令和6年6月30日 (当日消印有効)**

支給時期

対象世帯から書類受付後、3週間から1か月程度で口座振込予定 (5月上旬から順次振込予定)

問合せ

コールセンター **0120-762-458** (平日 午前9時~午後7時 日本語対応)
開設期間：令和6年4月1日~7月31日

【国の資料】

低所得者支援及び定額減税を補足する給付について

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】 令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

【3】 令和6年度住民税情報
等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
10万円/世帯を給付

【4】 令和6年に入手可能な
課税情報をもとに給付

定額減税しきれないと
見込まれる方に、

・減税額確定（令和7年3月確定申告）
を待たず、令和6年に入手可能な
課税情報をもとに、前倒して給付

・自治体の事務負担などを踏まえ、
1万円単位で差額を給付
※実績が判明し、「減税+給付」が
不足する場合、追加支給

【1】 年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得の子育て世帯【2】

住民税均等割
非課税世帯
【1】

（多くの自治体でこの夏以降
3万円を目途に支援）

住民税均等割
のみ課税世帯
【2】

新たに非課税等となる世帯
【3】

定額減税しきれないと
見込まれる方
【4】

住民税所得割/所得税納税者

定額減税

1人4万円※×（本人+扶養親族）

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

（年収）

今回の給付金は、【2】住民税均等割のみ課税世帯、低所得の子育て世帯を対象としたものです。

今後予定している給付金（【3】新たに非課税となる世帯、【4】定額減税しきれないと見込まれる方）については、現在準備を進めています。

※【1】住民税均等割非課税世帯への給付金（7万円）は令和6年3月末で終了しました。